(2)　認定設置運営事業者が、調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額につきカジノ業務以外の業務の用に供するものとして仕入税額控除制度の適用を受けた場合において、当該調整対象固定資産を当該課税仕入れ等の日から三年以内にカジノ業務の用にのみ供したときは、当該カジノ業務の用にのみ供した日に応じた一定の消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除し、当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなすこととした。

(3)　認定設置運営事業者が、調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額につきカジノ業務の用に供するものとして仕入税額控除制度の適用を受けなかった場合において、当該調整対象固定資産を当該課税仕入れ等の日から三年以内にカジノ業務以外の業務の用にのみ供したときは、当該カジノ業務以外の業務の用にのみ供した日に応じた一定の消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額に加算し、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなすこととした。

(二)　承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置を次のとおり創設するとともに、清酒等に係る酒税の税率の特例措置及びビールに係る酒税の税率の特例措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。（租税特別措置法第八七条、旧租税特別措置法第八七条及び第八七条の四関係）

(1)　承認酒類製造者のうち前年度の酒類の課税移出数量（完全支配関係がある者の課税移出数量を含む。(2)において同じ。）が三、〇〇〇キロリットル以下である一定の者が、令和六年四月一日から令和一一年三月三一日までの間に、酒類の製造場から移出する酒類（当該承認酒類製造者が受けている酒類の製造免許の品目と同一の品目のもの等に限る。）に係る酒税額について、酒税法等に規定する税率により計算した金額に、次に掲げる当年度酒税累計額（その年度の初日以後に製造場から移出した当該酒類について、酒税法等に規定する税率により計算した金額の累計額をいう。）の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額とする措置を講ずる。

イ　五、〇〇〇万円以下の金額　一〇〇分の八〇

ロ　五、〇〇〇万円を超え八、〇〇〇万円以下の金額　一〇〇分の九〇

ハ　八、〇〇〇万円を超え一億円以下の金額　一〇〇分の九五

(2)　(1)の措置による軽減割合は、前年度の一の品目の酒類の課税移出数量が次に掲げる数量の場合にあっては、それぞれ次に定める割合を(1)の措置による軽減割合に乗じて得た割合とする。

イ　四〇〇キロリットルを超え一、〇〇〇キロリットル以下　一〇〇分の七五

ロ　一、〇〇〇キロリットルを超え一、三〇〇キロリットル以下　一〇〇分の五〇

ハ　一、三〇〇キロリットル超　一〇〇分の二五

(3)　承認酒類製造者とは、酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、一定の手続による税務署長の承認を受けた酒類製造者をいう。

(4)　承認酒類製造者が目標の達成状況等を記載した書面を税務署長に提出しない場合には、本特例措置は適用しない。

(三)　輸出酒類販売場において購入された免税酒類について、税務署長の承認を受けないで譲渡又は譲受けがされたときは、当該免税酒類を譲り受けた者は、当該免税酒類を譲り渡した者と連帯してその免除に係る酒税額に相当する酒税を納付する義務を負うこととした。（租税特別措置法第八七条の六関係）

(四)　入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

(五)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を五年延長することとした。

(1)　バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置（租税特別措置法第八八条の七関係）

(2)　輸入・国産農林漁業用Ａ重油に係る石油石炭税の免税・還付措置（租税特別措置法第九〇条の四及び第九〇条の六関係）

(3)　非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置（租税特別措置法第九〇条の六の三関係）

(六)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長することとした。

(1)　特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置（租税特別措置法第九〇条の三の三関係）

(2)　特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付措置（租税特別措置法第九〇条の三の四関係）

(七)　航空機燃料税の税率の特例措置、沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置及び特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、次の措置を講ずることとした。

(1)　次のとおり税率を引き上げた上、その適用期限を五年延長する。（租税特別措置法第九〇条の八～第九〇条の九関係）

	改正前	改正後
一般国内航空機に積み込まれる航空機燃料（一kℓ当たり）	一三、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料（一kℓ当たり）	六、五〇〇円	九、〇〇〇円
特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料（一kℓ当たり）	九、七五〇円	一三、五〇〇円

(2)　(1)の税率の引上げに伴い、令和五年四月一日から令和九年三月三一日までの間における航空機燃料税の税率は、(1)の税率にかかわらず、次のとおりとする経過措置を講ずる。（附則第五八条関係）

	令和五年四月一日から令和七年三月三一日までの間	令和七年四月一日から令和九年三月三一日までの間
一般国内航空機に積み込まれる航空機燃料（一kℓ当たり）	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料（一kℓ当たり）	六、五〇〇円	七、五〇〇円
特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料（一kℓ当たり）	九、七五〇円	一一、二五〇円

(八)　自動車重量税の免税等の特例措置について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第九〇条の一二関係）

(1)　適用期限を三年延長する。

(2)　燃費性能に関する要件の見直し等を行う。

(九)　自動車重量税の納付の事実の確認等の特例措置について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第九〇条の一二の二関係）

(1)　免税対象車等に係る自動車重量税について、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことにより納付不足額が生じた場合に当該認定等の申請者に対して課する当該納付不足額に係る自動車重量税は、当該納付不足額に一〇〇分の三五（改正前一〇〇分の一〇）を乗じて計算した金額とする。

(2)　(1)の認定等の申請者に対して課する自動車重量税の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。